

○ 中小金融機関向けの総合的な監督指針

改 正 前	改 正 後
<p>本 編</p> <p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－4 顧客保護等</p> <p>Ⅱ－3－4－6 その他</p> <p>その他次の項目についての監督上の着眼点は以下の通り。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 小口債権販売に係る業務の取扱い</u> 銀行が「<u>特定債権等に係る事業の規制に関する法律</u>」(平成4年法律第77号)により適用除外を受ける者とされている趣旨に鑑み同法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った業務運営が確保されているか。</p> <p><u>(7)・(8)</u> (略)</p> <p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－2 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－2－7 子会社等</p> <p>銀行の子会社(法第2条第8項に規定する子会社(同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。)をいう。以下同じ。)、子法人等(施行令第4条の2第2項に規定する子法人等(子会社を除く。)をいう。以下同じ。)及び関連法人等(同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)(以下「子会社等」という。)の業務範囲等については、法第12条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。</p> <p>なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。</p>	<p>本 編</p> <p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－4 顧客保護等</p> <p>Ⅱ－3－4－6 その他</p> <p>その他次の項目についての監督上の着眼点は以下の通り。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(6)・(7)</u> (略)</p> <p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－2 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－2－7 子会社等</p> <p>銀行の子会社(法第2条第8項に規定する子会社(同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。)をいう。以下同じ。)、子法人等(施行令第4条の2第2項に規定する子法人等(子会社を除く。)をいう。以下同じ。)及び関連法人等(同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)(以下「子会社等」という。)の業務範囲等については、法第12条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。</p> <p>なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(注1) 銀行又はその子会社が、国内の会社（当該銀行の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（法第16条の3第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、第16条の2第1項第1号から第4号までに掲げる会社、同項第8号に掲げる会社及び同項第10号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。</p> <p>(注2)・(注3) (略)</p> <p>III-2-7-1 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 銀行の子会社が営む金融関連業務（同条第2項第2号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。</p> <p>① (略) (新設)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>III-2-8 議決権の取得制限 (1)・(2) (略)</p>	<p>(注1) 銀行又はその子会社が、国内の会社（当該銀行の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（法第16条の3第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、第16条の2第1項第1号から第6号までに掲げる会社、同項第11号に掲げる会社及び同項第13号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。</p> <p>(注2)・(注3) (略)</p> <p>III-2-7-1 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 銀行の子会社が営む金融関連業務（同条第2項第2号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>信託受益権販売業</u> <u>不動産を信託財産とする信託の受益権の売買の代理及び媒介を行うに当たっては、銀行が不動産業務を営むことができないことに鑑み、実質的に不動産の売買及び貸借の代理及び媒介を営むこととならないよう、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>III-2-8 議決権の取得制限 (1)・(2) (略)</p>

改正前	改正後
<p>(3) <u>法第 16 条の 3 第 2 項ただし書きの承認にあたっては、基準議決権数を超過し、かつ 1 年を超えて保有しようとする場合には、その都度承認申請が必要であるが、その超過理由が施行規則第 17 条の 6 第 10 号の「元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式等の所有」の場合には、インデックス運用等の実態及び独禁法上の運営との平仄も踏まえ、原則以下の手続きにより、その届出受理、承認を行うこととする。なお、以下の取扱いについては、有価証券勘定、元本補てんのある信託にかかる信託勘定で保有する株式等に係る議決権及び子会社で保有する議決権が 5 % 以内の保有となっている場合にのみ適用することに留意する。</u></p> <p>① <u>届出</u></p> <p><u>施行規則第 35 条第 1 項第 11 号に基づく届出（以下、「11 号届出」という。）は、毎年 1 月末日までに、前年 12 月末日時点の保有株数をもとに、翌年度に基準議決権数を超過して取得し、又は保有しようとする議決権について様式・参考資料編 様式 4-19 により行うものとする。また、同第 13 号に基づく届出は、毎年 4 月末日までに、3 月末日時点の保有株数をもとに、前年度に基準議決権数を超過して保有しなくなった議決権のうち当該年度に基準議決権数を超過して保有しようとししない議決権について同様式により行うものとする。</u></p> <p>② <u>承認（法第 16 条の 3 第 2 項ただし書き）</u></p> <p><u>承認申請は、11 号届出を行った議決権のうち、その取得し又は保有することとなった日から 1 年を超えて保有しようとするもの及び、承認期限が到来するものについて、当該届出を行った年の 2 月の第 10 営業日までに申請を受理し、3 月の第 7 営業日までに承認を行うものとする。承認にあたっては、原則として 2 年後の 3 月末日を期限とするものとする。</u></p> <p><u>申請書の添付書類は規則第 17 条の 7 によるものとし、承認にあたっては、公正取引委員会の特別許可を受けているかなども勘案</u></p>	<p>(削る)</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>して判断するものとする。</u></p> <p><u>(注) 11号届出の後承認申請までの間に、当該届出を行えなかつた国内の会社の議決権を翌年度に基準議決権を超えて取得し、又は保有しようとする事となったときは、当該届出書に追記して再度11号届出を行えば当該申請に際に併せて申請を行うことができることとし、その他の議決権についてはその都度11号届出及び承認申請を行うよう求めることとする。</u></p> <p><u>様式・参考資料編</u></p> <p>I 申請書等様式集 <u>別紙様式4-19</u></p>	<p><u>様式・参考資料編</u></p> <p>I 申請書等様式集 <u>別紙様式4-19</u> 削除</p>